1 総 則

① 労働基準法とは

重要度 A

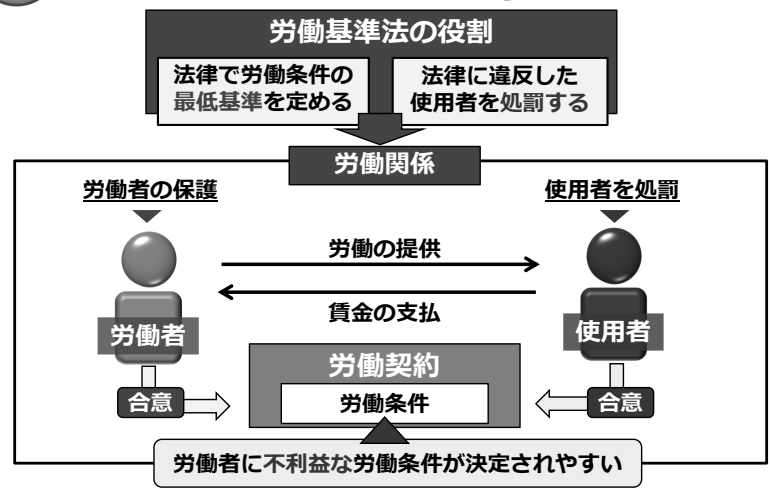

1 総 則
適用事業
労働者
使用者
適用除外

② 適用事業

重要度 B

労働基準法は、事業の**種類や規模を問わず**、**労働者を使用する**全ての事業又は事務所において適用される。

● 事業の**単位**→**場所的観念**と**独立性**によって決まる。

同一の場所にあるもの	原則	1個の事業とされる
	例外	業務・労務管理が独立した部門→独立の事業

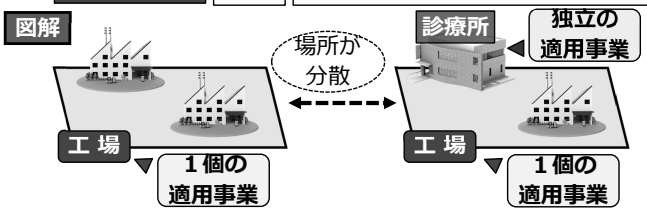

● **外国人**労働者→適法就労か、違法就労かを問わず**適用**される。

③ 労働者

重要度 A

全体MAP

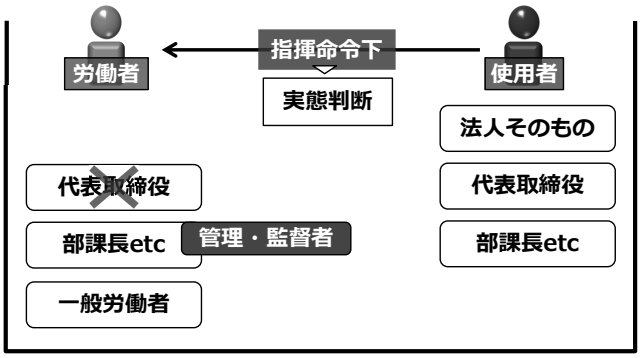

適用除外

① **同居の親族のみ**を使用する事業
② **家事使用人**
③ 一般職の**国家公務員**

労働者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に**使用される者**で、**賃金を支払われる者**をいう。

- **使用される→他人の指揮命令下**における労働力の提供。業務の内容、遂行の仕方、勤務場所、勤務時間等の**拘束性**によって判断

労働者に該当する	労働者に該当しない
● 法人の重役で**業務執行権又は代表権を持たない者**が、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて労働者 ● 形式上は請負契約のようなかたちをとっていても、その**実体**において**使用従属関係が認められる**者	● 法人の**代表者**又は執行機関のように、事業主体との関係において使用従属の関係に立たない者

④ 使用者

重要度 A

① 事業主	● 個人企業→その**企業主個人** ● 会社その他法人組織→**法人そのもの**
② 事業の経営担当者	法人の**代表者**等
③ **その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をするすべての者**	人事、給与、厚生、労務管理等労働条件の決定や、業務命令の発出、具体的な指揮監督を行うこと等について事業主のために行為をする**すべての者** （例：部長や課長など）

- 使用者の判断→**実質的**に一定の権限を与えられているか否かによる（単に**上司の命令の伝達者→使用者ではない**）

5 適用除外

重要度 A

全部除外

1 同居の親族のみを使用する事業

- 常時同居の親族**以外**の労働者を使用する事業→労働基準法が**適用**

2 家事使用人 とは？ 家庭において家事一般に従事する者

- **家族**の指揮命令下→家事使用人に**該当する**→労働基準法が**除外**
- **請負事業者**の指揮命令下→家事使用人に**該当しない**→労働基準法が**適用**

3 一般職の国家公務員

- **行政執行法人**（独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局など）に勤務する職員→労働基準法が**適用**

一部除外

1 一般職の地方公務員

2 船員法１条１項に規定する船員

- 労働基準法の**総則**規定等及びその**罰則**→**適用**

【MEMO】